

総 括 調 査 票

事案名	(2) 特別養護老人ホーム及び介護老人保健施設の財務状況			調査対象 予 算 額	平成 26 年度：2,625,672 百万円の内数 平成 25 年度：2,491,638 百万円の内数		
所管	厚生労働省	組織	厚生労働本省	会計	一般会計	調査区分	共同調査
						取りまとめ財務局	(関東財務局)

①調査事案の概要

【事案の概要】

○ 社会福祉法人が経営する、特別養護老人ホーム及び介護老人保健施設の概要

施 設	提供するサービスの内容	社会福祉法人の全開設主体数に占める割合
特別養護老人ホーム	入浴・排せつ・食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練等	92.4%
介護老人保健施設	在宅復帰を目指し、要介護高齢者のリハビリ等を支援	15.5%

○ 特別養護老人ホーム及び介護老人保健施設においては、高い収支差により、内部留保が蓄積しているとされている。

施 設	収支差率			1施設当たり発生源内部留保額※厚労省公表	
	23年度経営実態調査	25年度経営概況調査	26年度経営実態調査	22年度末	23年度末
特別養護老人ホーム（注1）	9.3%	7.5%	8.7%	3億782万円	3億1,373万円
介護老人保健施設	9.9%	6.7%	5.6%	—	3億3,632万円（注2）

（参考）中小企業における「税引前当期純利益÷売上高」の平均値は2.2%（平成24年度決算ベース）。

（注1）特別養護老人ホームの収支差率は、介護老人福祉施設のもの。

（注2）社会福祉法人以外の法人が経営する介護老人保健施設を含む。

○ 社会福祉法人の内部留保については、規制改革実施計画（平成26年6月閣議決定）により、福祉サービスへの再投資や社会貢献での活用を促すこととされている。また、骨太の方針2014（平成26年6月閣議決定）において、「27年度介護報酬改定においては、社会福祉法人の内部留保の状況を踏まえた適正化」を行うこととされている。

（参考）規制改革実施計画（抄）（平成26年6月24日閣議決定）

○ 内部留保の適正化

厚生労働省は、内部留保の位置付けを明確化し、福祉サービスへの再投資や社会貢献での活用を促す。（平成26年度に結論を得て、所要の制度的な措置を講じる。）

○ 社会貢献活動の義務化

厚生労働省は、すべての社会福祉法人に対して、社会貢献活動（生計困難者に対する無料・低額の福祉サービスの提供、生活保護世帯の子どもへの教育支援、高齢者の生活支援、人材育成事業など）の実施を義務付ける。そのために、社会貢献活動の定義の明確化や会計区分の整備、社会貢献活動への拠出制度の創設などの検討を行う。

（平成26年度に結論を得て、所要の制度的な措置を講じる。）

（参考）経済財政運営と改革の基本方針2014（抄）（平成26年6月24日閣議決定）

平成27年度介護報酬改定においては、社会福祉法人の内部留保の状況を踏まえた適正化を行いつつ、介護保険サービス事業者の経営状況等を勘案して見直すとともに、安定財源を確保しつつ、介護職員の処遇改善、地域包括ケアシステムの構築の推進等に取り組む。

○ 本予算執行調査において、特別養護老人ホーム及び介護老人保健施設の内部留保額に着目し、調査・分析を行い、27年度の介護報酬改定や社会福祉法人に対する社会貢献活動の義務化の議論に活用する。

総 括 調 査 票

事案名 (2) 特別養護老人ホーム及び介護老人保健施設の財務状況

②調査の視点

1. 内部留保額の現状はどうなっているのか。

2. 内部留保額について、地域差があるのか。

【調査の概要】

社会福祉法人の経営する、特別養護老人ホーム及び介護老人保健施設について、平成24年度及び25年度の財務諸表を基に内部留保額を集計。

【内部留保の定義】

「特別養護老人ホームの内部留保について（平成25年5月厚労省公表）」に基づき、以下のとおり定義。

・発生源内部留保
＝次期繰越活動収支差額+その他の積立金+4号基本金

・実在内部留保
＝現預金・現預金相当額-(流動負債+退職給与引当金)

③調査結果及びその分析

1. 内部留保額の現状

(1) 特別養護老人ホーム

：今回の執行調査において新たに把握した年度

項目	22年度	23年度	24年度	25年度
集計施設数	1,087施設	1,662施設	3,128施設	3,453施設
1施設当たり発生源内部留保額	3億782万円	3億1,373万円	3億1,385万円	3億2,318万円
1施設当たり実在内部留保額	—	1億5,564万円	1億6,358万円	1億6,278万円

(2) 介護老人保健施設

項目	22年度	23年度	24年度	25年度
集計施設数	—	198施設	328施設	321施設
1施設当たり発生源内部留保額	—	3億3,632万円	4億897万円	4億3,473万円
1施設当たり実在内部留保額	—	8,747万円	1億5,684万円	1億3,274万円

(注) 平成23年度分については、社会福祉法人以外の法人が経営する介護老人保健施設を含む。このため、平成23年度と平成24年度のデータは接続していない。

2. 内部留保額の地域差について (特別養護老人ホーム (平成25年度))

(1) 1施設当たり内部留保額による比較 (上位5都道府県及び下位5都道府県)

内部留保額が一番多い県と少ない県では約3.8倍の差がある (発生源内部留保額)。

○上位5都道府県

	発生源内部留保額		実在内部留保額	
	都道府県名	金額	都道府県名	金額
1	奈良県	5億2,940万円	奈良県	4億1,505万円
2	大阪府	4億9,939万円	富山県	3億904万円
3	佐賀県	4億9,745万円	大阪府	2億8,694万円
4	富山県	4億7,237万円	佐賀県	2億8,607万円
5	沖縄県	4億6,489万円	東京都	2億3,261万円

○下位5都道府県

	発生源内部留保額		実在内部留保額	
	都道府県名	金額	都道府県名	金額
1	徳島県	1億3,856万円	鳥取県	2,554万円
2	京都府	1億8,880万円	愛媛県	5,281万円
3	宮城県	1億9,234万円	徳島県	5,455万円
4	愛媛県	1億9,639万円	愛知県	7,051万円
5	滋賀県	2億2,370万円	長野県	9,412万円

(全国平均) 発生源：3億2,318万円、実在：1億6,278万円

(2) 1定員当たり内部留保額による比較 (上位5都道府県及び下位5都道府県)

内部留保額が一番多い県と少ない県では約3.9倍の差がある (発生源内部留保額)。

○上位5都道府県

	発生源内部留保額		実在内部留保額	
	都道府県名	金額	都道府県名	金額
1	佐賀県	915万円	佐賀県	526万円
2	大阪府	849万円	奈良県	525万円
3	山口県	703万円	大阪府	494万円
4	熊本県	686万円	富山県	428万円
5	大分県	686万円	香川県	390万円

(全国平均) 発生源：492万円、実在：252万円

④今後の改善点・検討の方向性

1. 内部留保額の現状

特別養護老人ホームにおいては、依然として巨額の内部留保が存在することが確認された。また、介護老人保健施設においても、相当水準の内部留保が蓄積していることが確認された。

→ 内部留保が蓄積しない水準まで介護報酬の水準を適正化することが必要ではないか。

→ また、社会福祉法人については、民間事業者とのイコールフットingの確立などの観点から様々な議論があり、こうした中「規制改革実施計画」(平成26年6月閣議決定)に基づき、内部留保を活用した社会福祉法人に対する社会貢献活動の義務付けについて検討が進められているが、公費や保険料を原資として蓄積した内部留保については、現に公費や保険料を充てて実施している事業に限定して活用すべきではないか。

2. 内部留保額の地域差

特別養護老人ホームの内部留保額については、1施設当たりで見ても1定員当たりで見ても、相当の地域差があることが確認された。

→ まずはこうした地域差が生じる原因を解明すべきではないか。